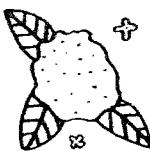


# らせ



## 食生活改善推進員になりませんか

都留市にはよりよい食生活を考えるボランティア、「食生活改善推進員会」があります。推進員は50世帯に1人の割合で必要なのですが、現在、20名あまり不足しています。そこで、今年度は9月から、不足している下記の地区の女性を対象に、20名の食生活改善推進員を養成します。今後も隔年で養成講習を行う予定です。自分自身、いろいろな知識を身につけ、その知識を家族や地域に生かしていきませんか？

養成・研修期間  
9月～平成10年3月(計12回)

時間  
午前9時30分～午後3時30分

内容  
調理実習、講義(栄養、保健、その他)

対象  
下記地区の女性

地区  
田原、 楽山、 上天神町、 早馬町、 川棚、 高尾町、 栄町、 下町、 新井、 弁天町、 長者町、 下夏狩、 境、 月見ヶ丘、 古川渡、 小形山、 九鬼、 富士見台

※その他の地区につきましてはご相談ください。

費用  
3,000円(テキスト代等)

受付期間  
6月5日～6月20日

※申込順、定員になり次第締め切ります。

申込・問合先  
保健環境課 健康管理係

## 水道週間 6月1日～7日

### 『強いあるいはのちのみずを大切に』

#### 6月検針分から水道料金の消費税が 5%になります

消費税法および地方税法等の改正に伴い、6月検針分から水道料金の消費税率を3%から5%（消費税率4%・地方消費税率1%）に改定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。



#### 児童手当を受給されている方へ

現在児童手当を受給されている方は、「児童手当現況届」を提出することが法律により義務づけられています。

これは、受給者の前年の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況等を確認するための大切な届けです。

該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、必ず6月30日までに市福祉事務所に提出してください。

提出されない場合、6月以降の児童手当の支給が受けられません。

届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

現況届用紙、印鑑、年金加入証明書(厚生年金加入者)

なお、受給中に次のようなことがあった場合は、手続きをお願いします。

- ◆住所が変わったとき
- ◆公務員になったとき
- ◆受給者が死亡または資格を失ったとき
- ◆出生等により支給要件児童数が変わったとき

提出・問合先 市福祉事務所 厚生係

#### 心身障害児・者巡回療育相談

日時 6月27日  
午前10時～午後3時  
(整形外科は、午後1時30分より)  
場所 南都留合同庁舎内児童相談所  
担当者 整形外科医師、精神科医師、  
その他の専門委員

相談内容  
手足の不自由、知恵や身体の発育のおくれ、ひきつけなどこれらの子どもの家庭療育の方法や職業の適性、施設入所の相談、その他  
※都留児童相談所まで予約の電話をお願いします。

なお、成人の知恵おくれの方の相談も受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

問合先  
都留児童相談所 ☎ (45) 7837  
山梨県障害者相談所(知的障害者担当)  
☎ 0552(54)8674

#### 母子家庭医療費受給者証について

母子家庭医療費受給者証の有効期限は、6月30日までです。

すでに受給者証を受領している世帯で、今年度も該当する方には、更新手続きの用紙を6月下旬に送付しますので、期限までに必ず手続きをしてください。

また、新たに、母子家庭になった世帯で次のような方は、市福祉事務所へ申し出てください。

◇18歳未満の児童(満18歳になった日の属する年度の末日までは、18歳未満の児童とみなします)を扶養している配偶者のない女子

◇前年の所得に対する所得税の納付義務のない世帯

手続きの際必要なもの 印鑑、預金口座番号のわかるもの、保険証、前年の所得に対する非課税証明書(転入者の場合)

※受給資格がなくなった時には、すみやかに受給者証を返還してください。

問合先 市福祉事務所 厚生係